

生産緑地所有者の皆さまへ

「特定生産緑地制度」について

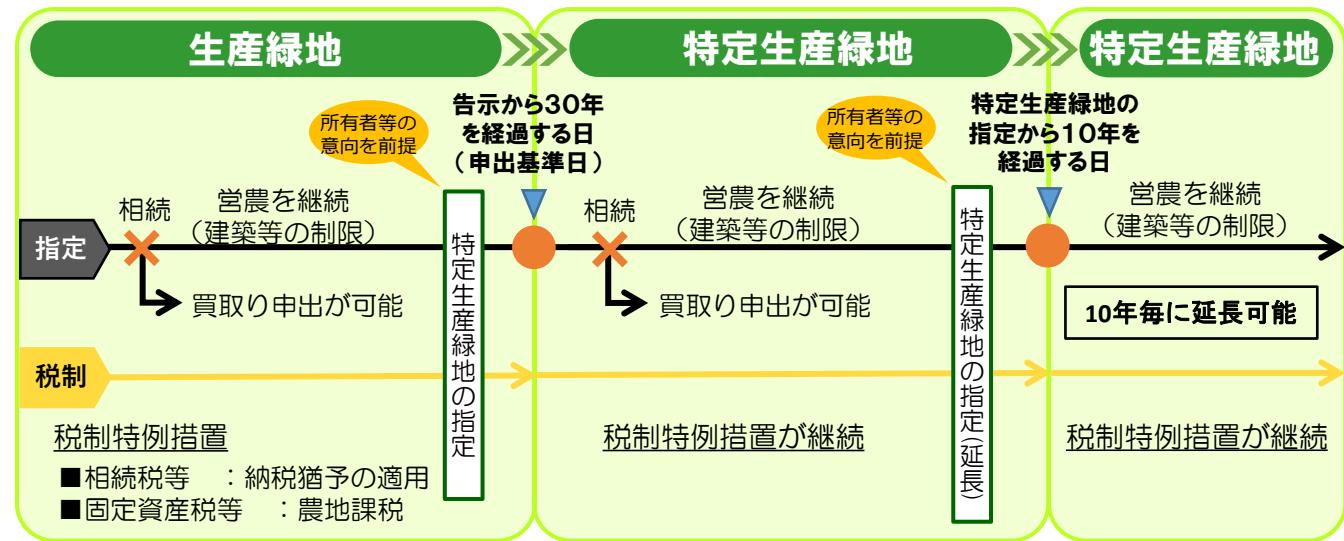
指定は30年を経過するまでに行う必要があります。

指定には、所有者からの指定の希望申出の手続きが必要です。

■ 特定生産緑地について

- 指定後30年を迎える生産緑地(※)を、所有者等の意向にもとづき指定します。
- 営農や相続に影響のある制度です。

※ 旧堺市(旧美原町との合併前)の区域は、1992年(平成4年)以降に、
旧美原町の区域は、2005年(平成17年)以降に生産緑地地区の指定を行っています。



■ 各種お問い合わせ先

生産緑地、特定生産緑地の制度について	都市計画課（市役所高層館16階）		TEL 072-228-8398
固定資産税等について	市税事務所 固定資産税課 (三国ヶ丘庁舎3階)	堺区担当	TEL 072-231-9761
		中区・東区担当	TEL 072-231-9762
		西区・南区担当	TEL 072-231-9763
		北区・美原区担当	TEL 072-231-9764
相続税納税猶予制度について	堺税務署（堺市堺区南瓦町2番29号 堀地方合同庁舎）		TEL 072-238-5551

●営農や相続への影響を考慮して、特定生産緑地の指定をご検討ください。

営 農

相 繙

特定生産緑地に指定する場合

- 固定資産税、都市計画税は、引き継ぎ農地評価、農地課税です。
- 10年毎に継続の可否を判断できます。

特定生産緑地の指定は10年ごとに更新できます。

- 次の相続での選択肢が広がります。
次世代の方は、次の相続時点で相続税の納税猶予を受けて営農を継続するか、買取り申出をするかを選択できます。

- 農地を残しやすくなります。

次世代の方が、第三者に農地を貸しても、一定の要件を満たす場合、相続税の納税猶予が継続します。

【都市農地の貸借の円滑化に関する法律】

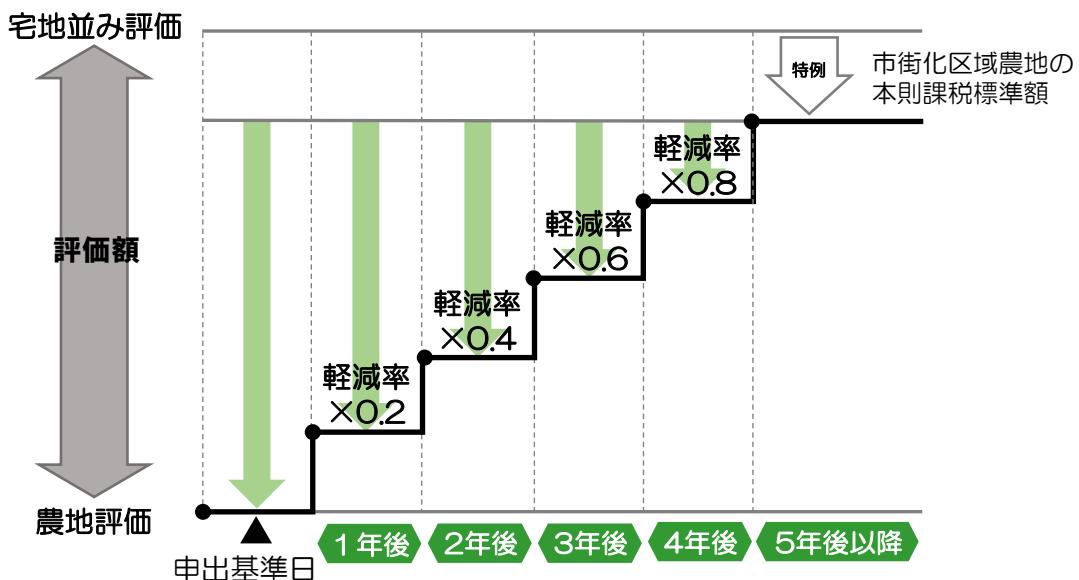
特定生産緑地に指定しなかった場合

注意) 生産緑地は自動的に廃止されません。廃止には買取り申出の手続きが必要です！！

- × 固定資産税、都市計画税の負担が段階的に増加し、5年後には、ほぼ宅地並み課税となります。
(下図イメージ参照)
- × 30年経過後は、特定生産緑地に指定することはできません。

- × 次の相続での選択肢が狭まります。
特定生産緑地を選択しないと、次世代の方は納税猶予を受けることができません。
(現世代の納税猶予は、**生産緑地を廃止しない限り**、次の相続まで継続します)

特定生産緑地に指定しなかった場合の農地の固定資産税等のイメージ



※詳しくは、市税事務所までお問い合わせください。

特定生産緑地の指定手続きの流れ

特定生産緑地の指定を希望される方は、指定手続きの段階に応じて下記の書類等が必要です。

指定希望申出書の受付

電子申請はこちら↓



○受付場所：都市計画課（堺市役所高層館16F南側）
電子申請も可能です。

○受付期間：**指定年度によって異なります。裏面をご覧ください。**

○受付時間：9:00～17:15（土・日・祝日は除く）

○お持ちいただく書類等

【必ず必要なもの】※電子申請の場合と必要書類が異なりますのでご注意ください。

- ・特定生産緑地指定希望申出書（一筆につき一枚必要）
- ・土地登記簿謄本（発行から3か月以内のもの、コピー可）
- ・現地の写真（2方向以上、指定希望区域全体がわかるもの。**指定の審査（営農されているか等の確認）のための資料です。**）
- ・指定希望区域を示す実測図（一部分を指定する場合に必要）
- ・地積測量図など（あれば）

3月末日まで

指定の審査（現地調査など）

指定希望申出書の受付後、指定審査の結果によっては、
特定生産緑地に指定できない場合があります。

○特定生産緑地に指定できないもの

- ・生産緑地として適正に管理されておらず、現に農地等とは認め難いもの
- ・営農継続が不可能であるもの など

指定希望申出書
受付後～4月下旬

中旬 5月

6月上旬～5月下旬

同意書の提出

○提出先：都市計画課（堺市役所高層館16F南側）
○時 間：9:00～17:15（土・日・祝日は除く）

【必ず必要なもの】

- ・同意書（実印の押印が必要）
- ・印鑑証明書（農地等利害関係人全員）

特定生産緑地の指定の公示

指定した区域等は都市計画課窓口、都市計画課ホームページにてご確認いただけます。

農地等利害関係人への通知

農地等利害関係人全員へ指定した旨の通知（郵送）を行います。

7月下旬～8月上旬

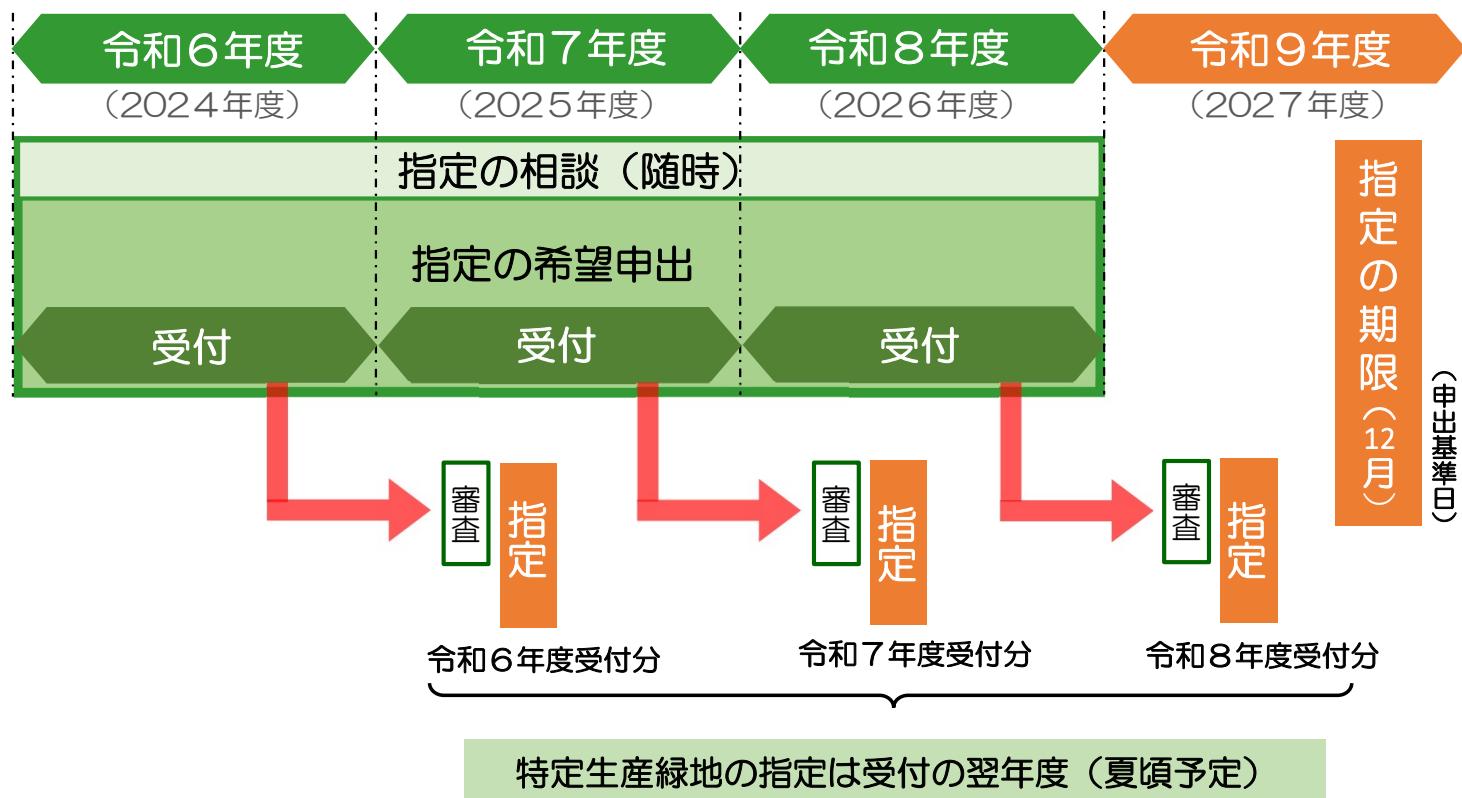
※の時期は早まる場合があります。

●特定生産緑地の指定スケジュール

本市では、特定生産緑地の指定に係るスケジュールを下図のとおりとしますので、指定を希望されている方は、受付期間内に手続きをお願いします。

なお、指定の相談は隨時受けています。

＜参考＞令和9年に特定生産緑地の指定の期限を迎える（平成9年に生産緑地地区の指定を受けた）場合のスケジュール



注）特定生産緑地の指定により10年延長の法的効力が発生するのは、申出基準日以降です。

●生産緑地地区の都市計画決定の日と特定生産緑地の指定の期限・受付期間

生産緑地地区の 都市計画決定の日	指定の期限 (申出基準日)	指定の受付期間
平成8年12月13日 (1996年)	令和8年12月13日 (2026年)	令和5年4月～令和8年3月末 (2023年) (2026年)
平成9年12月15日 (1997年)	令和9年12月15日 (2027年)	令和6年4月～令和9年3月末 (2024年) (2027年)
平成10年12月10日 (1998年)	令和10年12月10日 (2028年)	令和7年4月～令和10年3月末 (2025年) (2028年)
以降同様		

受付期間を過ぎた場合、特定生産緑地に指定することができなくなりますのでご注意ください！！

特定生産緑地の
市ホームページはこちら↓



【お問い合わせ先】
堺市役所 都市計画課 土地利用係
(高層館16F南側)
電話：072-228-8398